

石川県公報

平成23年4月1日

第12378号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	
平成23年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)	1
平成23年度に石川県において締結が見込まれる特定役務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同)	3
高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託 (消防保安課)	5
保安林の指定 (森林管理課)	6
保安林の指定予定 (同)	6
保安林の指定施業要件の変更予定 (同)	6
県道の区域の変更 (道路整備課)	7
県道の供用の開始 (同)	8
兼用工作物の管理の方法についての協議の変更 (同)	8
兼用工作物の管理の方法についての協議の成立 (道路整備課・公園緑地課)	8
河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設 (河川課)	9
公 告	
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	9
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	11
土地改良事業の工事完了公告 (農業基盤課)	12
林業労働力の確保の促進に関する基本計画の変更 (森林管理課)	12
公共測量終了公告 (監理課)	17
土地区画整理組合の理事退任公告 (都市計画課)	17
都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告 (同)	18
入札公告 (警察本部)	18
教育委員会	
スポーツ健康課に所属する職員を第50回全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定	20
公安委員会	
地域交通安全活動推進委員の委嘱	20
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等早期援助団体の住所及び援助事業を行う事業所の所在地の変更の届出	22
警備員検定の実施	23
警備員指導教育責任者講習の実施	23
選挙管理委員会	
個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の指定の取消しの報告	25

告 示

石川県告示第164号

平成23年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等（特例政令第2条第2号に規定するものをいう。）の種類は、次のとおりとする。

車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、平成23年4月1日から(4)に掲げる配布場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること(郵送の場合は、書留郵便とすること。)

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)に係る貸借対照表、損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書(株主(社員)資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。)

イ 石川県税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税に関するもの)

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来したもの)

エ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

オ 委任状(代理人を選任した場合に限る。)

カ その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の配布及び提出場所

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号(076)225-1262

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 直前決算において販売(製造)高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税を滞納している者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

(1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。)

エ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

オ 年間販売(製造)高

直前決算における販売高又は製造高

カ 環境への配慮の状況

キ 次世代育成雇用環境整備の状況

ク 障害者雇用環境整備の状況

ケ 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)による平成23年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成9年告示に基づく審査において平成23年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から平成24年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年12月中に平成24年度及び平成25年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状況が申請の内容と著しく相違したとき、又は次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所(所在地)

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の職・氏名

(4) 使用印鑑

(5) 委任事項等

(6) 電話番号

(7) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第165号

平成23年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務(特例政令第2条第3号に規定するものをいう。)の種類は、建築物の管理業務であって、次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、(4)に掲げる交付場所において、競

争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書（株主（社員）資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

カ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

キ その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 (076) 225 - 1261

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

5 競争入札に参加する者の資格、審査等

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行い、得られた結果を総合的に勘案して決定する。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請書に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

直前決算における請負高

キ 環境への配慮の状況

ク 次世代育成雇用環境整備の状況

ケ 障害者雇用環境整備の状況

コ 指名停止の状況

- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。）による平成23年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
- (3) 平成11年告示に基づく審査において平成23年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

- (1) 決定の日から平成24年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年12月中に平成24年度及び平成25年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届出

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項
- (6) 資格、免許等の取得
- (7) 委任事項等
- (8) 電話番号
- (9) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第166号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の全部を高圧ガス保安協会に次のとおり委託した。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付及

び書換え等に関する事務

- 委託に係る免状交付事務を処理する場所
高圧ガス保安協会(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号)

石川県告示第167号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
かほく市上田名ろ1、2、は7、9、32から39まで、40の1、40の2、41から48まで、谷ム1
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第168号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
鳳珠郡穴水町字河内四22、六12、九7、42
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第169号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
なだれの防止

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第170号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
小松鳥越 鶴来線	白山市数瀬町甲7番10地先から 白山市数瀬町甲7番6地先まで	旧	12.80～40.00	143.8	石川土木 総合事務所 維持管理課
		新	15.60～41.10	143.8	
"	白山市数瀬町口73番1地先から 白山市数瀬町口53番地先まで	旧	5.00～12.30	101.6	"
		新	7.50～12.30	101.6	

石川県告示第171号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成23年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
小松鳥越 鶴来線	白山市数瀬町甲7番10地先から 白山市数瀬町甲7番6地先まで	平成23年4月1日	石川土木 総合事務所 維持管理課
"	白山市数瀬町口73番1地先から 白山市数瀬町口53番地先まで	"	"

石川県告示第172号

兼用工作物の管理の方法についての協議の成立（平成7年石川県告示第601号）について、その協議の内容の一部を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、石川県県央土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 変更の内容

事 項	変 更 前	変 更 後
2 兼用工作物の位置	金沢市兼六町81番1地先及び金沢市丸の内 84番1地先	金沢市丸の内84番1地先
4 兼用工作物の管理 の内容	(1) 兼用工作物のうち、樹木及び照明灯の 維持管理は公園管理者が行い（以下略）	(1) 兼用工作物のうち、樹木の維持管理は 公園管理者が行い（以下略）

2 変更年月日

平成23年4月1日

石川県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、道路と都市公園とが相互に効用を兼ねる部分（以下「兼用工作物」という。）の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、その関係図面は、石川県金沢城・兼六園管理事務所及び石川県県央土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類及び路線名並びに都市公園の名称

道 路 主要地方道 金沢湯涌福光線
都市公園 金沢城公園

2 兼用工作物の位置

金沢市兼六町81番1地先

3 道路管理者及び公園管理者の名称

道路管理者 石川県
公園管理者 石川県

4 兼用工作物の管理の内容

- (1) 兼用工作物のうち、樹木等植栽及び照明灯の維持管理は公園管理者が行い、当該施設以外の部分の維持修繕は道路管理者が行うものとする。ただし、舗装路面の清掃は公園管理者が行うものとする。
- (2) 兼用工作物の改築のうち、主として公園管理上必要が生じたものについては公園管理者が行い、道路管理上必要が生じたものについては道路管理者が行うものとする。
- (3) 兼用工作物の災害復旧は、道路管理者が行うものとする。

5 管理の期間

平成23年4月1日から道路又は都市公園の効用を廃止するまで

石川県告示第174号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 河川の名称

二級河川 犀川水系 木曳川

2 河川管理施設の名称又は種類

堤防

3 河川管理施設の位置

左岸

下流 金沢市金石本町イ35番1 地先
上流 金沢市金石本町イ34番7 地先
延長 45.0メートル

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 金沢市長 山野 之義
金沢市広坂1丁目1番1号

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成23年3月24日から道路の存続する日まで

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を

述べることができる。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター七尾店
七尾市古府町ち36番ほか27筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地 1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地 1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年11月24日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,711平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
113台
 - (2) 駐輪場の収容台数
13台
 - (3) 荷さばき施設の面積
142平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
29立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午後9時30分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで(一部は、午後10時から翌午前6時まで)
- 7 届出年月日
平成23年3月23日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
平成23年4月1日から同年8月1日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成23年8月1日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
香林坊アトリオ
金沢市香林坊1丁目1番1号
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内 容 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成22年11月19日
- 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成23年4月1日から同年5月2日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
香林坊アトリオ
金沢市香林坊1丁目1番1号
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内 容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更
公告日 平成22年11月19日
 - 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
平成23年4月1日から同年5月2日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
T S U T A Y A金沢店
金沢市西念4丁目25番8号ほか11筆
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内 容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

公告日 平成22年11月19日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成23年4月1日から同年5月2日まで

土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届け出があった。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行った者の名称	事業名	施行地区名	工事完了年月日
輪 島 市 土 地 改 良 区	棚田保全整備事業（区画整理）	小 池 地 区	平成22年3月31日

林業労働力の確保の促進に関する基本計画の変更

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第4項の規定により、林業労働力の確保の促進に関する基本計画（平成13年4月27日公表）の全部を平成23年3月24日に変更したので、変更後の計画を次のとおり公表する。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

林業労働力の確保の促進に関する基本計画

第1 計画策定の趣旨

本県の森林は、県土の約7割を占め、木材等の林産物の供給のみならず、水源かん養、土砂の流出防止、地球温暖化の防止など、様々な公益的機能を発揮している。

県民が森林に期待する働きとしては、県土の保全といった身近な生活の安全・安心に関わるものにとどまらず、生物多様性の保全及び持続可能な利用、さらには地球温暖化の防止等の地球規模での環境問題に関わるものまで、ますます多様化・高度化しており、特に、低炭素社会の実現に向けては、森林による二酸化炭素の吸収機能の発揮が必要であり、間伐等の森林整備・保全の着実な実施が必要となっている。

また、本県の人工林の多くは未だに間伐等の施業が必要な育成段階にあるものの、資源として成熟化しつつある中、県産材の安定供給に対する木材産業の期待が高まっており、本県の林業がこれに的確に応えていくことが急務となっている。

しかしながら、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、不在村化、サラリーマン化に伴い、森林所有者の林業に対する関心が低下するとともに、林業就業者の減少傾向が続いている。

一方、人工林資源の成熟化に伴い、森林施業の中心が間伐施業へ移行しており、効率的に間伐等の伐採や搬出を行うためには、労働集約的な造林・保育作業と比較して、より高度な知識や専門技術が必要となり、一般的には森林所有者が自らこれらの作業を行うことは困難となっている。

このような中、県産材の安定供給を行っていくためには、森林所有者に対して施業を提案し、施業の集約化を図る森林施業プランナーや、低コストで効率的な林業生産活動を行うことができる高度な専門知識や技能を持った林業事業者の育成が課題となっている。

このため、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第3条第3項に基づき平成22年3月に変更された林業労働力の確保の促進に関する基本方針に即し、本県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定し、平成3年12月に県、県内全市町、森林組合等の林業関係団体の出捐によって設立された財団法人石川県林業労働対策基金(以下「基金」という。)の運用益による各種の支援対策に加え、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置等必要な事項を定め、林業労働者の確保を積極的に推進するものである。

第2 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

1 森林・林業を取り巻く情勢

(1) 森林資源の状況

本県の森林面積は、287千ヘクタールで県土の68パーセントを占め、そのうち88パーセントの252千ヘクタールが民有林である。

民有林の人工林面積は100千ヘクタール(人工林率40パーセント)、蓄積は3,918万立方メートルで、年間94万立方メートルの成長量がある。

これら人工林は、高齢級への移行が進みつつあり、引き続き適切な施業を行うことにより資源として本格的な利用が可能となる時期を迎えるとともに、資源としての利用を考慮しつつ、多様化する県民ニーズを踏まえ、長伐期化及び針広混交林化・広葉樹林化等、多様な森林整備を推進する上での分岐点にある。

また、天然林については、美しい自然環境の創出や野外レクリエーションの場の提供など、近年、身近な自然として、暮らしを守る環境財として県民の関心が高まってきており、立地条件や自然条件に応じて林相の維持・改良を行うなど適切な管理・保全が期待される。

(2) 素材生産と木材需給の状況

本県の素材生産量は、平成12年度の12万立方メートルから平成21年度の13万立方メートルまでほぼ安定的に推移する中、このうち特に間伐材が0.9万立方メートルから6万立方メートルにまで増加しており、さらなる森林施業の集約化や高性能林業機械による生産の低コスト化を図り、林業所得の増大と木材の安定供給体制を整備していくことが期待される。

また、本県の木材需要量は、同期間に53万立方メートルから27万立方メートルまで低下しており、内訳は、製材用が32パーセント、合板用が61パーセント、その他が7パーセントとなっている。

一方、供給面では、外材及び他県産材が61パーセントを占め、県産材の占める比率は39パーセントにとどまっており、県産材の供給に関しては需要者のニーズに合わせた製品開発と低コスト安定供給体制の整備が求められている。

(3) 林内路網の整備の状況

本県の林内路網の現況は、林道、作業道に公道を加えた総延長が6,772キロメートルであり、路網密度は1ヘクタール当たり26.9メートルとなっている。

近年の年間開設延長は約22キロメートルであるが、山村の生活環境の改善に加え、林業生産性の向上を図るためには、地形条件に合わせた高密度路網の整備を推進し、高性能林業機械を組み合わせた効率的な原木生産システムの定着を促推することが必要となっている。

2 林業労働力の需給の動向

(1) 林業労働力の現状

本県の造林、保育管理、素材生産等の森林整備を担う林業労働者は、自家労働によるもの、一人親方等の専門的な労働者及び事業主が雇用する労働者(以下「組織労働者」という)から構成されている。

自家労働によるものは、森林所有者の高齢化や不在村化が進んだことに加え、人工林資源が成熟化する中で森林整備の中心が造林や保育から間伐施業や路網整備に移行したことから、減少傾向にある。

一人親方等専門的な労働者は、その多くが素材生産事業に従事してきたが、後継者難や高齢化の進行により減少傾向にある。

森林組合及び森林整備協同組合傘下の林業事業体に雇用される組織労働者は437人で、主に造林、保育、素材生産等を行うものが86パーセント、工場その他で働く者が14パーセントである。男女別には、女性が11パーセントを占めており、全国平均(10パーセント)とほぼ同じ割合となっている。

近年、一部の森林組合等では、職員並の待遇で積極的に募集活動を行い、新規学卒者やUターン者、他産業からの離職者等を雇い入れる例も見られ、40歳未満の者は、全体の26パーセントと割合が高くなってきている。

(2) 林業事業体の現状と課題

造林、保育、素材生産など森林整備の多くを担う林業事業体は、森林組合系統が4組合、森林整備協同組合傘下の事業体が13社、素材生産協同組合傘下の事業体が10社、一人親方を含むその他の事業体が76社となっている。

これらの事業体のうち、森林組合を除く大部分が小規模で零細な経営であり、その基礎の脆弱性から、事業運営の合理化及び事業の多角化等の取組が困難な状況にあり、厳しい経営状況に置かれている。

林業の活性化のためには、これら林業事業体の経営の安定化、とりわけ事業量の安定的確保が不可欠であり、森林施業の集約化や森林組合との連携の強化が重要となっている。

(3) 林業労働者の雇用管理の現状と課題

林業労働者の雇用形態は、冬期間は積雪により事業量の確保が困難になるなど、事業量の季節的な変動を生じることから、季節的、間断的になっている場合が多いが、近年、森林組合を中心に通年雇用者が増えてきている。しかしながら、賃金支払いの形態は、日給によるものが依然として多い。

労働災害の発生件数は、減少傾向にあるものの、災害発生率は、厳しい地形条件下の作業や人力作業が多いことなどから、依然として他産業に比較して極めて高い状況にあり、重大事故の発生も見られる。

このため、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善や高性能林業機械の導入による安全作業の実施等による労働災害の低減に向けた取組が重要である。

また、林業労働者に対して積極的に知識、技能及び技術を習得させるなど、専門性の向上を通じたキャリア形成を図りつつ、「緑の社会資本」を守る使命感や誇りを感じられる魅力のある雇用環境を創出し、もって、林業の社会的地位の向上と自立的な発展・飛躍に繋げて行くことが重要である。

第3 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方針

森林の適切な管理を推進し、森林の持つ多面的な機能の維持向上を図るには、その担い手となり得る優秀な労働力の育成確保が課題となっている。

林業労働力を確保していくためには、その前提となる雇用関係の明確化、通年雇用の実現、他産業並みの労働条件の確保に引き続き取り組むことが必要であるが、今後は、森林資源の成熟化や県民の森林に対するニーズの多様化・高度化を背景に、林業労働者には、森林施業の低コスト化を通じて林業の生産性の向上等を図るなど、安定的な木材供給を支える生産管理力の向上や、「持続可能な森林経営」に関する高度な知識等が求められることから、林業に定着し、これら高度な能力を身に付けるのに必要な技術、知識等を習得、蓄積していくことも重要である。

しかしながら、労働条件の改善や林業労働者に対する研修の実施は、事業主の金銭的な負担を増加させることから、経営力の脆弱な事業主は、現状の事業規模では、これらに対応できない場合が多い。

このため、事業主は、森林施業の集約化による安定的かつ計画的な事業量の確保、路網の整備や高性能林業機械の導入による生産性の向上、複数の事業主による共同化、協業化、事業の多角化等労働条件の改善と密接に関連している事業の合理化や経営体質の強化に一体的に取り組む必要がある。

さらに、基金は、事業主に対する林業退職金共済等の掛金の助成などの支援措置に加え、林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という）業務として、雇用管理の改善及び事業の合理化を総合的に推進する意欲のある事業主のほか、新たに林業に参入するため林業労働者を雇用する事業主に対して、その要請に応え、強力な支援活動を行うものとする。

なお、事業主は、雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組むため、必要な措置についての改善計画を作成するものとし、知事は事業主が作成した改善計画が適正であり、かつ、改善意欲と実施能力があると判断した場合には、改善計画を認定するものとする。

第4 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

これらの措置の実施に当たっては、改善計画の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）が中心となり基金の活動を通じて、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に促進することが必要である。

とりわけ、教育訓練の実施の促進による雇用管理の改善は、林業労働者に満足いく働きがいを与え、林業の定着につながることから、支援センター等において教育訓練制度、各種研修等の普及啓発及びキャリア・コンサルティングに取り組むことが必要である。

(1) 労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置

ア 雇用管理体制の充実

雇用管理体制の確立を図るため、常時5人以上の林業労働者を雇用する事業体においては、雇用管理者の設

置に努めるとともに、選任された雇用管理者の資質を向上させるため、研修の受講を促進する。

イ 雇用関係の明確化

雇用関係の明確化を図る上で、雇入の主体や条件等を明確にすることが必要であり、このため、事業主は、雇入時に事業主の氏名及び名称、雇用期間、作業内容、給与等を明記した書面による雇用契約の締結に努める。

ウ 雇用の安定化

雇用の安定化を図る上で、林業労働者の通年雇用及び月給制の採用を進めることが重要である。このため、事業主は、個々の経営の多角化や合理化に努めるとともに、複数の事業主による共同化・協業化等の推進及び農業や地域産業との連携を強化するなど、事業量の安定的確保と通年雇用化・月給化に努める。

エ 労働条件の改善

労働条件の改善は、事業主が緊急に取り組むべき課題であり、労働者の要望に対応するとともに、林業労働を魅力あるものとするため、労働時間の短縮、週休制の採用による休日の設定などを内容とする就業規則の改善及び整備に努める。

さらに、事業主は、特に労働災害が多く発生している素材生産作業における安全教育の徹底、安全な作業システムの定着等による労働災害の防止に努める。

また、今後導入の促進が期待される高性能林業機械による労働強度の軽減や振動機械の稼働時間の短縮等を図り、快適で安心して働ける職場環境づくりに努める。

オ 募集、採用の改善

林業労働者の募集に当たっては、効果的な募集活動を行うため、認定事業主は、基金と一体となった委託募集の実施及び林業に新規参入しようとする者を対象とした説明会の開催などにより、効果的な募集活動の実施に努める。

カ 教育訓練の充実

日常の業務を通じて必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練 OJT (オン・ザ・ジョブ・トレーニング) 及び日常業務から離れて講義を受けるなどにより必要な知識、技能及び技術を身につけさせる教育訓練 OFF - JT (オフ・ザ・ジョブ・トレーニング) の計画的な実施に努めるよう啓発を促進する。なお、このような措置を講じるに際しても、個別の事業主のみではカリキュラムの策定等ノウハウの面で困難な場合もあることから、支援センター等がカリキュラムの策定や共同教育訓練の実施、習得された技能及び知識の習熟度合いに関する相談及び指導を行うことが重要である。

キ 高年齢労働者の活躍の促進

技能の継承を円滑に進めるためにも、高度な熟練労働者である高年齢者の活躍が不可欠である。このため定年の引き上げや継続雇用制度導入等の措置の義務付けについて一層の周知・指導を徹底するとともに、高年齢労働者の特性に配慮した作業方法の見直し、安全衛生対策及び新規就業者の技術指導方法の開発等に取り組む。

ク その他の雇用管理の改善

事業主は、特に女性労働者に配慮し、作業現場における移動休憩舎、トイレ、事務所における更衣室、シャワー設備等の整備に努める。また、林業退職金共済制度等への加入を促進するなど福利厚生面での充実を図り、魅力ある職場づくりに努める。

また、林業労働者の職業意欲の向上に資するため、労働者に対する昇進・昇格及び配置のモデルの提示等職業生活の将来設計モデルの明確化に努めることが重要である。

(2) 森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置

ア 事業量の安定確保

本県の私有林の小規模・零細な所有規模では、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することは困難であるため、事業主による施業の集約化を推進することが必要である。

このため、施業意欲が低下している森林所有者等に対し施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにしたデータなどを提示しつつ、事業主が積極的に森林施業の実施を働きかけ、また、効率的な施業を実施することができる人材の育成を促進する。

なお、事業量の安定的確保に当たっては、森林計画制度の的確な運用を図ることはもとより、行政機関や林業・木材産業関係団体等との密接な連携により林業労働力の確保の促進に関する法律、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法 (昭和54年法律第51号) 等関連する法律に基づき、川上から川下に至る安定的な県産材の供給体制を整備するとともに、その需要拡大を図り、林業・木材産業の活性化に努

める。

イ 生産性の向上

素材生産の低コスト化及び生産性の向上を図るためには、高性能林業機械の普及等による作業の機械化は不可欠であり、また、機械化は、重筋労働からの解放及び労働安全衛生の向上に加え、林業のイメージアップにつながるものであり、若者や女性の参入も期待されるものである。

そのため、事業主は、本県の地形条件や資源の成熟度に応じた高性能林業機械の導入を促進するとともに、その前提となるオペレーターの養成に努めるものとする。

また、行政機関は、林業関係団体と相互に連携を図りつつ、高性能林業機械作業システムの普及定着及び林道等の生産基盤の整備に努める。

特に、高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた、低コスト作業システムの整備に必要な人材の育成に向けた取組を推進する。

ウ 林業労働者のキャリア形成支援

新規就業者に行う教育訓練として、森林の多面的機能や森林の整備・保全の重要性等を理解させるとともに、安全な作業方法が習得できるよう、林業就業に必要な基本的な知識や技術・技能の習得に関する研修を促進する。

次に、一定程度の経験を有する現場管理責任者への教育訓練として、作業システムや路網の設計、生産管理及び林業機械整備等の生産性の向上に必要な知識や技術、技能の習得に関する研修のほか、新規就業者への指導能力の向上を図る研修を促進する。

さらに、複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練として、利害関係者との合意形成やこれを踏まえた事業計画の作成等、持続可能な森林経営に必要な知識や技術、技能の習得に関する研修を促進する。

このような段階的かつ体系的な教育訓練を通じ、生産性の向上など事業の合理化を図り、能力に応じた所得の確保を促進し、林業労働者が高い意欲と能力を発揮できるよう研修への受講を促進する。

また、これらの研修を修了した者の農林水産大臣への登録については、林業労働者自らの目標になるとともに、事業主にとっては労働者の能力評価にも資することから、事業主が待遇の改善等と一体的に取り組めるよう、国と連携し、その運用に努める。

第5 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

新規就業を促進するため、県は、基金と協調して新たに林業に就業しようとする者に対して、研修の受講や移転など就業の準備に必要な資金として林業就業促進資金を貸し付けるとともに、林業の啓発、雇用に関する情報の提供、基金による委託募集の活用及び就業に必要な林業技術に関する研修等就業に至るまでの一連の支援措置を実施する。

また、定住促進を図るため、県や市町が行う住宅、教育及び医療等への支援に関する情報の提供を促進する。

第6 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

1 支援センターの指定及び業務の運営

(1) 支援センターの指定

県は、林業労働者の雇用管理の改善、事業の合理化、新規参入者の就業等への支援が可能と認められる基金を支援センターとして指定する。

支援センターの業務運営に当たっては、県を始めとして市町、林業関係団体等が密接な連携、協力体制を整備し、その円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

(2) 支援センターの業務

林業労働力の確保の促進を図るため、支援センターが行う主要な業務は、次のとおりとする。

ア 雇用管理の改善

雇用管理の改善を図るための指導・相談、調査研究、採用活動の改善、雇用情報の収集・提供等の支援事業を実施する。

イ 林業労働者等の養成

林業への新規参入、基幹的な林業労働者の育成及び雇用管理の近代化を図るための新規就業者、基幹的な林業労働者、雇用管理者等を対象とした研修等を実施する。

ウ 事業主への支援

事業主の事業規模の拡大、木材加工事業等の実施による経営の多角化及び林業の機械化等による経営の合理

化を図る上で必要な研修会の開催、優良事例の啓発普及、経営診断等を実施する。

エ 林業労働者の委託募集

雇用機会の確保を促進するため、認定事業主からの委託による林業労働者の募集活動を実施する。

オ 林業就業促進資金の貸付け

新たに林業に就業しようとする者を対象とした林業技術や経営方法を修得するための研修及び就業の準備に必要な資金並びに認定事業主が認定を受けた改善計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対して支給する研修費用等に必要な資金として林業就業促進資金を貸し付けする。

2 山村地域の活性化及び定住条件の整備

多様な就業機会の確保を通じた山村地域の活性化を図るため、県、市町村林業関係団体等は、密接な連携の下に、基幹的産業である林業・木材産業の振興、木質バイオマス等の未利用資源を活用した産業の育成、特産物の開発など森林資源を活用した新たなビジネスの創出等に努める。

また、新規参入者等の山村地域への定着を図るため、山村地域における定住条件の整備、特に、林業における魅力ある職場づくりに加えて居住環境の整備に努める。

3 森林・林業に対する県民の理解の促進

森林に対する県民の関心が高まりを見せている中、各地で県民参加による森林の整備・保全活動が展開されている。このような取組の促進を通じて、森林・林業に県民の理解の向上に努める。

また、広報活動、学校教育、林業体験活動などを通じて、森林・林業が県民生活の維持向上に果たしている多面的な役割及びその中心的な担い手である林業労働者の重要性について、県民の理解を深め、その社会的地位の向上に努める。

さらに、森林の多面的機能を発揮させるための森林の整備・保全という県民の負託に応えられるよう、林業労働者のキャリア形成支援を通じ、高い能力と意欲を持った担い手の育成を図ることにより、林業労働の社会的評価の向上に努める。

4 林業研究グループや教育機関等による支援の促進

林業経営を担うべき人材を育成・確保するため、林業事業体の経営者や地域のリーダーとなり得る森林所有者等で組織する林研グループ等が、森林・林業関係学科の高校生や大学生、新規参入者等に対して行う就業体験・林業経営指導、地域社会への定着促進活動及び地域の事業主に対して行う交流活動等への支援を推進する。

また、高度な林業技術を有する林業試験場をはじめとする試験研究機関等が事業主や林業労働者に対して行う学習機会の提供や現地での指導等への支援を通じて、技術の一層の高度化を促進する。

5 建設業等異業種との連携促進

森林組合、素材生産業者等の事業主と建設業等の事業主が連携しながら、間伐促進のための路網整備、建設工事における間伐材利用や、地域材を活用した住宅づくりなど用途開拓や需要拡大等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用の創出につながることから、地域の林業と建設業等異業種とが連携した取組を、労働者の職業能力開発、安全と健康の確保等に配慮しつつ積極的に推進する。

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 〔基準点設置（不動産登記法第14条第1項地図作成）〕	平成21年9月24日から 平成22年2月26日まで	七尾市袖ヶ江町地域 〔袖ヶ江町、神明町、川原町、鍛冶町、今町、相生町、大手町、御祓町、桧物町、橘町、塗師町、作事町、府中町、湊町〕

土地区画整理組合の理事退任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が退任

した旨の届出があった。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

野々市町北西部土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
高 田 賜	石川郡野々市町二日市町120番地	平成23年2月19日

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
平成12年建設省告示第1952号 小松能美都市計画道路事業3 ・4・15号小松駅前線	石 川 県	小松市白江町リ61番地 1 南加賀土木総合事務所	(1) 収用の部分 平成12年建設省告示第1952号の事業地のうち龍助町地内において事業地を変更する。 (2) 使用の部分 なし

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
川崎式B K117C - 1型ヘリコプター3600時間点検整備
- (2) 業務内容
入札仕様書による。
- (3) 履行期限
平成23年8月10日
- (4) 整備航空機
石川県警察航空機 川崎式B K117C - 1型ヘリコプター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成22年度競争入札参加資格を有する者のうち、競争入札参加資格の審査においてAの等級に格付けされた者であって、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの業務の入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配しないこと及びこれに関連する企業でない者であること。
 - (5) 当該型式航空機の航空法第20条による「事業場の認定」並びに航空機製造事業法第2条の2による「事業の許可」及び同法第9条による「修理の方法の認可」を受けた者であること。
また、当該型式航空機の整備実績を元請けとして有すること。
 - (6) 石川県警察ヘリポートより片道300km以内に整備工場を有していること。
- 3 入札参加資格確認申請書等の提出期限及び場所
入札者は、入札参加資格確認申請書に2(5)に掲げる条件に該当することを証明できる書面を添付して、平成23年4月8日(金)午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書面に関して説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等を示す場所等
- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部警務部会計課管財係
電話 076-225-0110(内線2273)
 - (2) 交付期間
平成23年4月1日(金)から同月8日(金)まで
 - (3) 交付時間
午前9時から午後5時(4月8日は午後3時)まで
- 5 入札の日時及び場所
- (1) 日時 平成23年4月12日(火)午前10時
 - (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎2階 入札室
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示しなければならない。
 - (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案及び入札心得を熟覧の上、入札しなければならない。
 - (3) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。
 - (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。また、遅参者の入札参加は、認めないものとする。
 - (5) 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取り消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 9 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 入札保証金及び契約保証金
免除

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第8号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、スポーツ健康課に所属する職員を第50回全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地を平成23年4月1日次のとおり指定した。

平成23年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

小松市希望丘
金沢市大樋町
七尾市西藤橋町
珠洲市宝立町

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第39号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

石 川 県 公 安 委 員 会

平成23年度地域交通安全活動推進委員

石 川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	委嘱年月日
金 沢 中 警 察 署	後 迫 政 道	金沢市	平成23年4月1日
	南 得 夫	金沢市	
	丸 岡 喜代子	金沢市	
	宮 本 健 悟	金沢市	
	中 野 毅	金沢市	
	羽 場 隆	金沢市	
	有 田 登美子	金沢市	
	松 橋 正 子	金沢市	
	中 屋 隆 武	金沢市	
	宮 地 隆 夫	金沢市	
	松 本 勝	金沢市	
	杉 岡 美知子	金沢市	
野 村 真理子	金沢市		
金 沢 東 警 察 署	本 正 寛	金沢市	
	山 内 喜代志	金沢市	
	村 松 安	金沢市	
	宮 武 丸	金沢市	
	中 川 勅	金沢市	
	高 野 輝 雄	金沢市	
	二 見 京 子	金沢市	
	高 田 容 子	金沢市	
阿 部 靖 司	金沢市		

<p>金 沢 西 警 察 署</p>	<p>安 達 清 池 田 昭 一 泉 正 和 高 木 敦 西 本 二 郎 宮 本 則 子 元 祐 幸 子 山 上 雅 敏</p>	<p>金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市</p>	
<p>大 聖 寺 警 察 署</p>	<p>井 筒 幸 夫 藤 沢 一 男 河 田 義 弘 横 山 二 三 雄 佐々木 百合子 加 端 幸 子 小 谷 清 範</p>	<p>加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市</p>	
<p>小 松 警 察 署</p>	<p>橋 本 紀 之 瀬 戸 泰 男 油 野 俊 彦 北 川 昭 江 高 戸 悦 子 酒 井 恵 美 子 清 水 宣 夫 前 川 幸 太 郎</p>	<p>小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市</p>	
<p>寺 井 警 察 署</p>	<p>上 村 眞 吾 宮 崎 千 市 高 田 鉄 夫 谷 口 洋 美 小野島 政 孝</p>	<p>能美市 能美郡川北町 能美市 能美市 能美郡川北町</p>	
<p>松 任 警 察 署</p>	<p>岡 山 芳 英 大 深 伸 尚 大 竹 成 和 吉 田 利 博 加 野 三 枝 子 小 松 輝 雄 向 幸 男 松 本 国 雄</p>	<p>石川郡野々市町 石川郡野々市町 白山市 白山市 白山市 白山市 金沢市 白山市</p>	
<p>鶴 来 警 察 署</p>	<p>常 山 明 夫 尾 西 英 智 徳 田 章 車 幸 弘 谷 端 俊 一</p>	<p>白山市 白山市 白山市 白山市 白山市</p>	
<p>津 幡 警 察 署</p>	<p>西 谷 富 雄 西 山 康 明 蓑 嶋 隆 鹿 嶋 信 弘 小 川 憲 一 小 山 圭 介</p>	<p>かほく市 河北郡内灘町 かほく市 河北郡内灘町 かほく市 河北郡津幡町</p>	

羽 昨 警 察 署	坂 室 茂 成 田 繁 男 安 達 鏡 子 西 村 慎 治 山 本 直 子 細 川 里 花	羽昨郡宝達志水町 羽昨郡宝達志水町 羽昨郡宝達志水町 羽昨市 羽昨郡宝達志水町 羽昨市
七 尾 警 察 署	坂 井 節 子 木 下 義 隆 川 淵 正 北 口 正 二 川 淵 稔 沢 井 光 子 小 西 美 津 子 勝 山 一	七尾市 七尾市 七尾市 鹿島郡中能登町 七尾市 鹿島郡中能登町 七尾市小島町 七尾市
穴 水 警 察 署	室 木 あつ子 中 田 幸 一 近 藤 充 夫 下 澤 敏 彦 湯 口 かをる	鳳珠郡穴水町 輪島市 鳳珠郡穴水町 輪島市 鳳珠郡穴水町
輪 島 警 察 署	坂 本 和 夫 越 戸 光 雄 中 野 和 男 山 瀬 秋 雄 高 城 恵 子	輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 輪島市
能 登 警 察 署	大 森 莊 養 星 野 紀 子 細 畑 美代子 大 屋 音喜智 浅 井 和 平	鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町
珠 洲 警 察 署	泉 谷 信 七 竹 沢 平和吉 中 板 睦 子 濱 野 清 美	珠洲市 珠洲市 珠洲市 珠洲市

石川県公安委員会告示第40号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体から、次のとおり住所を変更した旨の届出があった。

平成23年4月1日

石 川 県 公 安 委 員 会

名 称	住 所	援助事業を行う事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人 石川被害者サポートセンター	新 石川県金沢市平和町1丁目3番1号	新 石川県金沢市平和町1丁目3番1号	平成23年4月1日
	旧 石川県金沢市広坂2丁目1番1号	旧 石川県金沢市広坂2丁目1番1号	

警備員検定の実施

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により次のとおり公示します。

平成23年4月1日

石川 県 公 安 委 員 会

1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに受検定員

雑踏警備業務 2級 定員 30人

2 検定実施日時

平成23年7月3日(日) 午前10時から午後6時まで

3 検定実施場所

石川県金沢市鞍月一丁目1番地

石川県警察本部

4 検定申請の手続

(1) 受付期間

平成23年6月13日(月)から6月17日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書の提出先

住所を管轄する警察署又は検定申請者が警備員である場合にはその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 住所を管轄する警察署に提出する者には、申請者の住所を疎明する書面

エ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者には、申請者が当該営業所に属することを疎明する書面

5 検定手数料

検定手数料13,000円を石川県証紙により納入すること。なお、既納の検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

検定申請書を提出したのに対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。

7 成績証明書

検定終了後、検定合格者に成績証明書を交付する。

8 問合せ先

石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係

電話 076-225-0110(内線3023)

警備員指導教育責任者講習の実施

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年、国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)に基づき、警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けていない者に対して行う警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者に対して行う警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成23年4月1日

石川 県 公 安 委 員 会

1 実施期日、受講定員及び実施場所

(1) 実施する講習に係る警備業務の区分

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号

警備業務」という。)

(2) 実施期日

講習の別	実 施 期 日	受講定員
新規取得講習	平成23年5月9日(月)から5月16日(月)まで(土、日曜日を除く毎日午前9時頃から午後5時頃まで)の6日間、ただし5月16日は午後4時頃まで。	合計 30人
追加取得講習	平成23年5月12日(木)午後1時頃から5月16日(月)午後4時頃まで(土、日曜日及び毎日午後5時から翌日午前9時までを除く。)の3日間	

(3) 実施場所

石川県金沢市観音堂町へ1番地
ポリテクセンター石川

2 受講対象者

(1) 新規取得講習

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分にかかる警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(以下「旧1級検定」という。2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習受講対象者

(1)に該当し且つ警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者

3 講習受講申込手続等

(1) 受講申込書の受付期間

ア 新規取得講習

平成23年4月11日(月)から4月22日(金)まで、ただし土、日曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 追加取得講習

平成23年4月18日(月)から4月22日(金)まで、ただし4月15日(金)までに新規取得講習の申込者が30人に達した場合は受講申込みは行わない。

(2) 申込の方法及び受付場所

ア 申込の方法

申込は本人が直接持参する方式で行い、原則郵送等による申込は認めない。やむを得ない事由で、代理人が申請する場合においては、委任状を持参すること。申込は先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第受付は終了する。

イ 受付場所

石川県金沢市鞍月一丁目1番地
石川県警察本部

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル×横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの1枚を貼付すること)

イ 添付書類

- (ア) 2(1)アに該当する者は、2号警備業務に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書とする。
- (イ) 2(1)イに該当する者は、1級の検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 2(1)ウに該当する者は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 2(1)エに該当する者は、旧1級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し、旧2級検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているものにあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (オ) 2(2)に該当する者は、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれかの書類と警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し

4 受講手数料

次に掲げる額の手数料を石川県証紙により納入すること。なお、既納の受講料は還付しない。

講習の別	講習手数料
新規取得講習	38,000円
追加取得講習	14,000円

5 その他

- (1) 講習は委託(考査を除く。)実施する予定である。
- (2) 講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められるものに対し警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (3) 不明な点については、
石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係
(電話076 - 225 - 0110 内線3023)
に問い合わせること。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定を取り消した旨の報告があつたので、告示する。

平成23年4月1日

石川県選挙管理委員会

市町名	施設名	所在地	指定取消年月日
珠洲市	珠洲市雲津多目的集会施設	珠洲市三崎町雲津ナ部51番地	平成23年4月1日

